

多摩川の役割と

外来種問題で私たちにできること



カワスイ

川崎水族館

展示施設管理部・展示課
魚類チーム 林達也

多摩川の役割について

～多摩川の役割～

多摩川は私たちにとってなくてはならない存在です。
また、川の役割は大きく分けて**3つ**あります。

利水

- ◆水道
- ◆工業用水
- ◆農業用水
- ◆発電

治水

- ◆洪水の被害を抑え
生命や財産を守る

環境

- ◆人の憩いの場
- ◆自然や生き物の保全

～多摩川の生き物たち～



～多摩川の生き物たち～

オイカワ

Opsariichthys platypus (Temminck & Schlegel, 1846)



～多摩川の生き物たち～

オヤニラミ

Coreoperca kawamebari (Temminck & Schlegel, 1843)



～多摩川の生き物たち～



～多摩川の生き物たち～



～多摩川の生き物たち～

多摩川流域に生息している魚類

- ◆アユ
- ◆オイカワ
- ◆カワムツ
- ◆ミナミメダカ
- ◆ムギツク
- ◆オヤニラミ
- ◆ヌマムツ
- ◆ナマズ
- ◆ギバチ
- ◆アカザ
- ◆ドジョウ
- ◆モツゴ
- ◆カマツカ
- ◆ニホンウナギ
- ◆マハゼ
- ◆ウロハゼ
- ◆ウキゴリ
- ◆コイ
- ◆ニゴイ
- ◆マルタ等



～多摩川の生き物たち～

多摩川流域に生息している鳥類

- ◆カワセミ
- ◆カワウ
- ◆イソヒヨドリ
- ◆ハクセキレイ
- ◆カルガモ
- ◆ウミネコ
- ◆オオバン
- ◆キンクロハジロ
- ◆ハシボソガラス
- ◆ハシブトガラス
- ◆シギ類
- ◆サギ類
- ◆カワラヒワ
- ◆モズ
- ◆ホオジロ
- ◆ムクドリ
- ◆ガビチョウ
- ◆カワラバト
- ◆キジバト
- ◆シジュウカラ等



～多摩川の生き物たち～

多摩川流域に生息しているその他生物

- ◆セキショウモ
- ◆ヤナギモ
- ◆マツモ
- ◆シオカラトンボ
- ◆ハグロトンボ
- ◆ヘビトンボ
- ◆オニヤンマ
- ◆クサガメ
- ◆イシガメ
- ◆ニホンアマガエル
- ◆カワニナ
- ◆アサリ
- ◆クロベンケイガニ
- ◆アカテガニ
- ◆モクズガニ
- ◆サワガニ
- ◆アオダイショウ
- ◆シマヘビ
- ◆タヌキ
- ◆ニホンイタチ等



～カワスイで展示している 多摩川の生き物たち～



カワスイでは多摩川流域に生息している魚類を
間近でご覧いただけます！！



- ◆ 映像・照明・音響を駆使して現地を再現した空間
- ◆ JR川崎駅から徒歩1分程度
- ◆ 多摩川の他にアジア・オセアニア、アフリカ、南米、南米アマゾンのジャングルのエリア

外来種問題について

外来種について..

◆ 外来種とは..

人間の活動に伴って、それまで生息していなかった場所に持ち込まれた動植物等のこと。

◆ 在来種とは..

もともとその地域に自然分布している生物のこと。

どうやって入ってきたの？

【意図的導入】

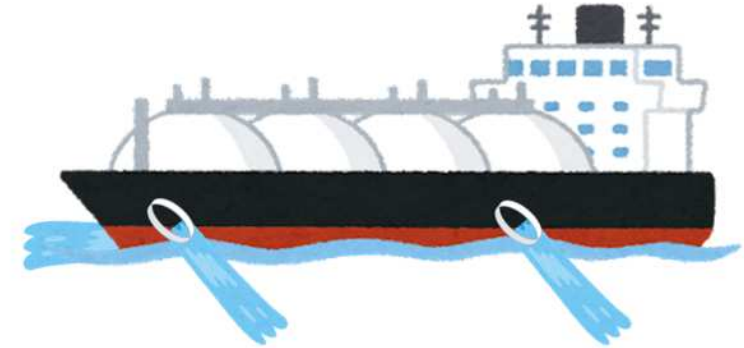
- ①釣ったり狩りなど娯楽目的での導入
- ②農業利用や園芸での導入
- ③ペットや家畜としての導入



どうやって入ってきたの？

【非意図的導入】

- ① 船舶のバラスト水による導入
- ② 輸入品や人の移動に伴う導入
- ③ 漁業や保全での放流に伴う導入



特定外来生物とは・・・

- ◆ 海外から入ってきた生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から環境省が指定したものをいいます。

外来生物法について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
【略称：外来生物法】

- ◆ **販売、飼育、栽培、保管、譲渡、運搬、輸入、野外への放出が原則禁止されています。**
また、**個体だけではなく卵、種子、器官なども含まれます。**



これらは生きたものに限られます。

外来生物法について

【罰則規定】

- ◆ 3年以下の懲役、または300万円以下の罰金またはその両方が科せられます。（法人の場合には1億円以下の罰金）



日本の主な特定外来生物

- ◆ オオクチバス
- ◆ コクチバス
- ◆ カダヤシ
- ◆ ガー科全種
- ◆ チャネルキャットフィッシュ
- ◆ ブルーギル
- ◆ ハリネズミ属全種
- ◆ ニートリア
- ◆ アライグマ
- ◆ タイワンリス
- ◆ フィリマンダース
- ◆ キョン
- ◆ ガビチョウ
- ◆ ウシガエル
- ◆ オオヒキガエル
- ◆ カミツキガメ
- ◆ ウチダザリガニ
- ◆ アカヒアリ
- ◆ セアカゴケグモ
- ◆ ガビチョウ
- ◆ アカボシゴマダラ
- ◆ オオフサモ
- ◆ ボタンウキクサ
- ◆ オオバナミズキンバイ
- ◆ ブラジルチドメグサ等



日本の主な特定外来生物

アムールハリネズミ



条件付特定外来生物について

- ◆従来の特定外来生物とは扱いが少し異なり、飼育・採集することや飼い切れなくなった場合には引き取り手を探し出し、その人への譲渡することは可能です。
尚、野外への放流、販売、購入、頒布は禁止されています。



アメリカザリガニ



ミシシippアカミミガメ

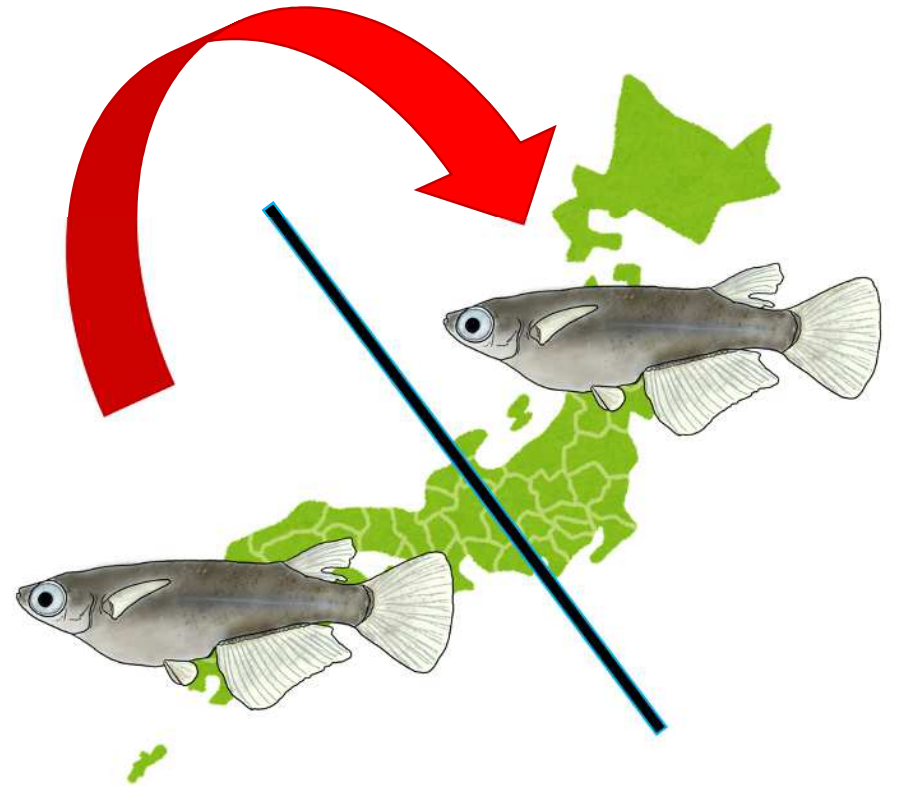
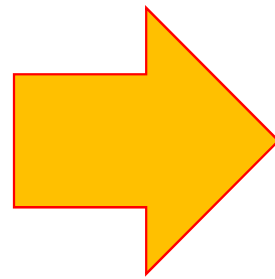
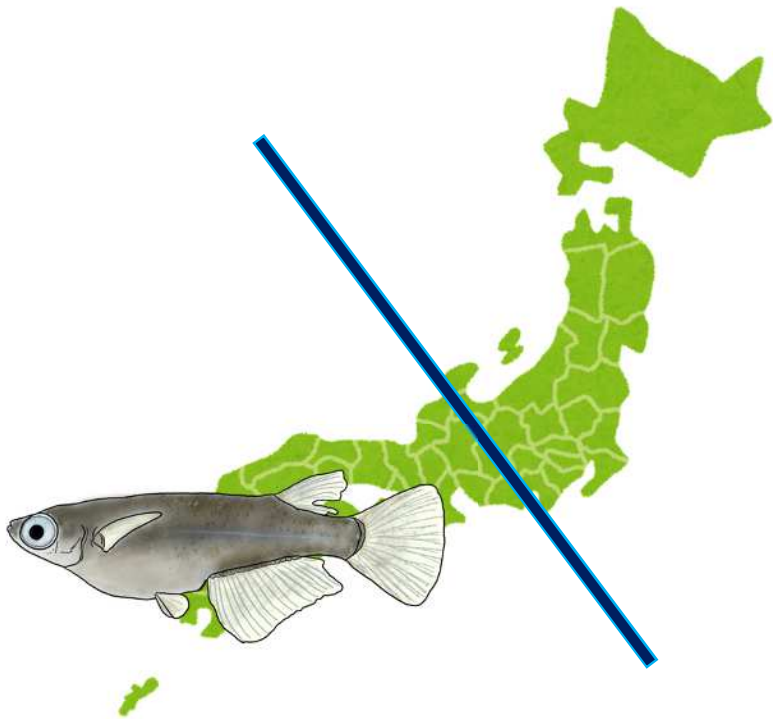


ミシシippアカミミガメ
(大人と子)

国内外来種について

- ◆ **日本国内の自然に分布している生息域を越えて、他の国内の地域に導入・移植された生物のことを指します。**
その為、日本国内でも本来の生息域ではないところにいる生物は『国内外来種』になります。

国内外来種について



国内外来種について

【在来種とされている県】

◆府登録天然記念物

(**京都府** 文化財保護条例)

【外来種とされている県】

◆指定外来種

(**滋賀県** ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例)

◆公表移入種

(**愛知県** 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例)



オヤニラミ *Coreoperca kawamebari* (Temminck & Schlegel, 1843)

外来種被害予防三原則

入れない

捨てない

拡げない

「 私たちにできること 」

- ① 一度飼い始めたらその生物は責任を持って最後まで面倒を見る。
- ② ペットショップや野外で採集したものを他の河川や池に放流しない。
- ③ 身近な自然に興味・関心をもつ。

ご清聴ありがとうございました！

カワスイ

川崎水族館